

【用語の解説】

住宅

住宅

一戸建ての住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

一つ以上の居室
専用の炊事用流し(台所)
専用のトイレ
専用の出入口

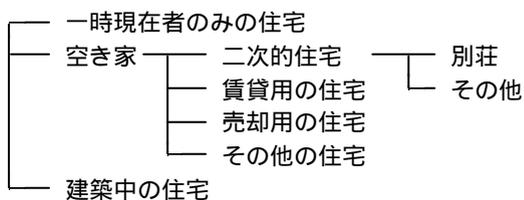
共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

(屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口)

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

居住世帯のない住宅



一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

空き家

二次的住宅

別荘...週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。

その他...ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。

賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。

売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。

その他の住宅

上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計をともしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」。

学校の寄宿舎などのように、生計をともしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」。

生計をともしない単身者を長期にわたって下宿させる「下宿屋」。

旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」。

社会施設・病院・工場・作業場・事業所などや建設従業者宿舎のように臨時応急に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」。

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

住宅の種類

住宅をその用途により次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用す

るために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅。

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

一戸建

一つの建物が1住宅であるもの。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり廊下・階段などを共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合をいう。

建物の階数

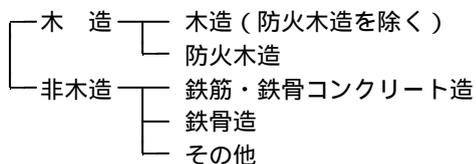
建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含まない）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造からなる場合は、床面積の広い方の構造による。



木造（防火木造を除く）

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料で出来ているもの。

鉄筋・鉄骨コンクリート造

建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの。

鉄骨造

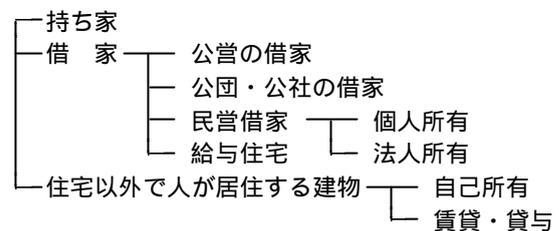
建物の骨組みが鉄骨造（柱、はりが鉄骨のもの）のもの。

その他

上記以外のもの。例えば、ブロック造、レンガ造などのものが含まれる。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。



人が居住する住宅

持ち家

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、ローンなどの支払いが完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

公営の借家

都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

公団・公社の借家

「都市基盤整備公団」*や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「公団住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅もここに含めた。

*平成16年7月1日から「独立行政法人都市再生機構」となった。

民営借家

国・都道府県・市区町村・公団・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。

個人所有

個人が所有しているアパートや一戸建の家などを借りている場合。

法人所有

不動産会社が所有しているマンションを借りている場合など、法人が所有している住宅を借りている場合。

給与住宅

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む）。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。

住宅以外で人が居住する建物

自己所有

工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が所有している場合。

賃貸・貸与

工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が借りている場合及び貸している場合。

室数及び畳数

居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などや店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居住室も、3.3平方メートルを2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積

住宅の延べ面積とは、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。しかし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

高齢者等のための設備がある

手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスをくずして転倒したりしないよう、安全に生活するために手すりが設置されている場合。

手すりがある場合の設置場所は次の区分とした。

玄関
トイレ
浴室
脱衣所
廊下
階段
居室
その他

またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。

廊下などの幅が車椅子で通行可能

廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合。

段差のない屋内

高齢者等が屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。

なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

道路から玄関まで車椅子で通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車椅子で介助を必要とせず通れる場合。

なお、高低差等がある場合でも、ゆるやかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車椅子で通れる場合はここに含めた。

高齢者等のための設備はない

住宅の防火設備状況

住宅の防火設備を次のとおりとした。

自動火災感知設備

火災の発生を、熱、煙又は炎によって自動的に感知し、火災信号又は火災情報信号を消火設備等に発信する設備や、警報等を発する設備（市販されている簡易な設備を含む）。ただし、共同住宅などで、各住宅の中ではなく共用部分のみに設置されている設備は含めない。

自動消火設備

スプリンクラー等のことで、火災感知設備によって発せられた火災信号又は火災情報信号を受けて、

自動的に作動する設備。ただし、共同住宅などで、各住宅の設備はなく共用部分のみに設置されている設備は含めない。

省エネルギー等設備

省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム。

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器。

二重サッシ又は複層ガラスの窓

二重サッシ

外窓と内窓が二重（又は三重）構造となった窓（内側が障子の場合も含めない）。

複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓。

なお、これらのガラスの窓の有無について、次のとおり区分した。

- (1) すべての窓にあり
- (2) 一部の窓にあり
- (3) なし

高齢者等のための設備の工事

「持ち家」について、平成11年1月以降、高齢者のための設備の工事を行ったか否かを調査した。

現在、その世帯に高齢者がいなくても、将来を見越して工事した場合も含めた。

区分は次のとおりとした。

高齢者のための工事をした

階段や廊下の手すりの設置

階段や廊下に手すりを設置する工事。

屋内の段差の解消

居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど、屋内の段差をなくす工事。

浴室の工事

埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事。

トイレの工事

和式トイレから洋式トイレへの変更、温水洗浄便座の設置などの工事。

その他

上記以外の工事。

高齢者等のための工事はしていない

住宅の耐震工事状況

「持ち家」について、平成11年1月以降、住宅の耐震工事を行ったか否かを調査した。

建て替え、新築、購入又は増改築の際に、世帯の意思で住宅の耐震工事をした場合も含めた。

区分は次のとおりとした。

耐震工事をした

壁の新設・補強

横揺れに対抗するため、窓などを塞いで壁を設けるなどの工事。

筋かいの設置

横揺れに対抗するため、柱と柱の間に筋かい（地震の水平力に抵抗するために設けられる斜め材）を設置する工事。

基礎の補強

玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事。

金具による補強

柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱などの構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事。

その他

上記以外で、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重いかから軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事。

耐震工事はしていない

世帯

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯とした」。主世帯は、すべて「普通世帯」である。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれら

の人々の集まりの世帯をいう。

なお、従来住宅に同居する一人の準世帯は住宅ごとに一つの世帯としていたが、前回の調査から、一人一人を一つの世帯とした。

世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く）は自宅に住んでいるものとした。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

世帯の年間収入

世帯員全員の1年間の収入(税込み)の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

居住水準

居住水準とは、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、住宅建設五箇年計画で定めている目標をいい、第八期（平成13年度～平成17年度）の計画では、次の水準が設定されている。

最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準。

誘導居住水準

平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、平成22年度を目途にすべての都市圏で半数の世帯が確保できるようにする水準で、次の2区分から成る。

都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの。

一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの。

これらの居住水準では、それぞれ 居室等の構成及び規模、性能・設備、住宅の環境及び世帯人員別住宅規模を中心にその基準が示されているが、この調査においては、世帯人員別住宅規模（居室の面積）を用いて、家族構成に応じた居室の広さを算出し、各世帯がそれぞれの居住水準を確保しているかどうか判定した。

なお、各居住水準別に必要とされる居室の広さの基準は次のとおりである。

最低居住水準

1 寝室

(1) 夫婦の独立の寝室(6畳)を確保する。ただし、満5歳以下の子供(就学前児童)1人までは同室とする。

(2) 満6歳以上17歳以下の子供(小学生から高校生まで)については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とし、満12歳以上の子供(中学生以上)については、性別就寝とする(共同の場合6畳、個室の場合4.5畳)。

(3) 満18歳以上の者については、個室(4.5畳)を確保する。

2 食事室及び台所

(1) 食事のための場所を食事室兼台所として確保する。ただし、単身世帯については、台所のみとする。

(2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2～4人世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)、5人以上世帯の場合は10㎡(6畳)とする。

(3) 上記(1)(2)にかかわらず、中高齢(30歳以上65歳未満)単身世帯については、食事のための場所を食事室兼台所として確保し、その規模は、7.5㎡(4.5畳)とする。

誘導居住水準

都市居住型

1 寝室

(1) 夫婦の独立の寝室(8畳)を確保する。ただし、満3歳以下の子供(乳幼児)1人までは同室とする。

(2) 満4歳以上11歳以下の子供(幼稚園児から小学生まで)については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とする。(共同の場合8畳、個室の場合4.5畳)。

(3) 満12歳以上の子供(中学生以上)については、個室(4.5畳)を確保する。

2 食事室及び台所

(1) 食事室及び台所を確保する。ただし、単身世帯については、食事室兼台所(6畳)を確保する。

(2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は5㎡(3畳)、3～4人世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)、5人以上世帯の場合は10㎡(6畳)とする。

(3) 台所の規模は、世帯人員に応じ、2～3人世帯の場合は5㎡(3畳)、4人以上世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)とする。

3 居間

(1) 2人以上の世帯については居間を確保する。

(2) 居間の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は10㎡(6畳)、3人世帯の場合は13㎡(8

畳) 4人以上世帯の場合は16㎡(10畳)とする。

4 上記1～3にかかわらず、中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については、次のとおりとする。

(1) 中高齢単身世帯については、食事室兼台所の規模を、13㎡(8畳)とする。

(2) 高齢者同居世帯については、高齢者専用の居間を確保することとし、その規模は、10㎡(6畳)とする。

一般型

1 寝室

(1) 夫婦の独立の寝室(8畳)を確保する。ただし、満3歳以下の子供(乳幼児)1人までは同室とする。

(2) 満4歳以上11歳以下の子供(幼稚園児から小学生まで)については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とする。(共同の場合8畳、個室の場合6畳)

(3) 満12歳以上の子供(中学生以上)については、個室(6畳)を確保する。

2 食事室及び台所

(1) 食事室及び台所を確保する。ただし、単身世帯については、食事室兼台所(6畳)を確保する。

(2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は5㎡(3畳)、3～4人世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)、5人以上世帯の場合は10㎡(6畳)とする。

(3) 台所の規模は、世帯人員に応じ、2～3人世帯の場合は5㎡(3畳)、4人以上世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)とする。

3 居間

(1) 2人以上の世帯については居間を確保する。

(2) 居間の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は10㎡(6畳)、3人世帯の場合は13㎡(8畳)、4人以上世帯の場合は16㎡(10畳)とする。

4 世帯がそれぞれのライフスタイルに応じて任意の用途に供することのできる空間として余裕室を確保することとし、その規模は世帯人員に応じ、1人世帯の場合は7.5㎡(4.5畳)、2～3人世帯の場合は10㎡(6畳)、4人以上世帯の場合は13㎡(8畳)とする。

5 以上の規定にかかわらず、中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については、次のとおりとする。

(1) 中高齢単身世帯については、食事室兼台所の規模を、13㎡(8畳)とする。

(2) 高齢者同居世帯については、高齢者専用の居間を確保することとし、その規模は、10㎡(6畳)とする。

住宅及び土地の所有等

(調査票乙に関する集計)

ここでいう「住宅又は土地を所有している」とは、その世帯の世帯員(世帯主を含む)が名義人となっているものをいう(共有名義の場合を含む)。

住宅・土地の所有状況

世帯における住宅・土地の所有状況を次のとおり区分した。

1 現住居の敷地を所有している

(1) 現住居を所有している

ア現住居以外の住宅を所有

イ現住居の敷地以外の宅地などを所有

ウ農地・山林を所有

エ現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地などを所有

オ現住居以外の住宅・農地・山林を所有

カ現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有

キ現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有

クいずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

ア現住居以外の住宅を所有

イ現住居の敷地以外の土地を所有

ウいずれも所有していない

2 現住居の敷地を所有していない

(1) 現住居を所有している

ア現住居以外の住宅を所有

イ現住居の敷地以外の土地を所有

ウいずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

ア現住居以外の住宅を所有

イ現住居の敷地以外の土地を所有

ウいずれも所有していない

その世帯の世帯員が住宅・土地などの一部でも所有していれば「所有している」とした。また、最近取得した住宅・土地で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払いが完了していない場合も「所有している」とした。

現住居以外に所有する住宅・土地

現住居以外に所有している住宅とは、その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物以外に所有している住宅をいう。

現住居以外に所有する土地とは、その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物の敷地以外に所有している土地(農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼など)をいう。

現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法

この住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者でなく、宅地などを買った直接の相手方について区分した。また、複数の方法によって取得した場合は、最も面積の

大きな部分を取得した方法とした。

国・都道府県・市区町村から購入

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合。

公団・公社などから購入

「都市基盤整備公団」又は都道府県や市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」・「開発協会」などの所有する宅地などを買った場合。

会社などの法人から購入

会社などの法人の所有する宅地などを買った場合。

個人から購入

個人の所有する宅地などを買った場合。

相続・贈与で取得

相続や贈与によって宅地などを取得した場合。

その他

上記以外で、例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合。

現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得時期

宅地などの取得時期とは、その宅地などを買ったり、譲り受けたり、相続した時期をいう。

なお、借りていた宅地などを買った場合には、買った時期をいう。

現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況

宅地などの利用現況について、次のように区分した。

主に建物の敷地として利用

一戸建専用住宅

一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅。

一戸建店舗等併用住宅

一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅。

共同住宅・長屋建

アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅。

事務所・店舗

事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など。

工場・倉庫

工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など。

ビル型駐車場

屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む）としてのみ使用される建物。

なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む。

その他の建物

上記以外の建物。

主に建物の敷地以外に利用

屋外駐車場

建物を建てずに駐車場に利用している場合。

資材置場

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし、建物を建てて資材置場などに利用している場合は、「工場・倉庫」とした。

スポーツ・レジャー用地

運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合。

その他に利用

道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地。

利用していない

空き地、原野など、特に利用していない土地（荒地・池沼などを含む）。

現住居の敷地以外に所有する宅地などの主たる使用者

その世帯が所有している宅地などを継続的に使用している人又は会社などをいい、次のとおり区分した。

自世帯使用

その世帯の世帯員のいずれかが使用

住居又は生計をともにしていない配偶者・親などが使用

住居又は生計をともにしていない配偶者、親、祖父母、子などが使用。

その他の世帯・法人などが使用

上記以外の親族（住居又は生計をともにしていない伯父・叔母、甥、姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人、会社などの法人が使用。

土地の所有件数

宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごととした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有については、所在する市区町村ごとに1件とした。

所有面積

この住居の敷地以外の土地（「宅地など」、「農地」及び「山林」）を所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。